

高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂支援業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂支援業務

(2) 業務の目的

本市は、平成 26 年 3 月に、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」を目的とし、「管理の最適化」、「機能の最適化」、「総量の最適化」を目標とする「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、公共施設マネジメントを推進している。

平成 28 年 2 月には、本市が公共施設マネジメントを行うための最上位計画として、具体的な方向性や方策、取組などをまとめた「高知市公共施設マネジメント基本計画」を策定（令和 3 年 8 月改訂）し、令和 7 年度に策定から 10 年を迎えることから、全面的な改訂を行う必要がある。

また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）」に基づき、道路等のインフラ施設を含めた計画として平成 27 年 9 月に策定し、「高知市公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月改訂）については、令和 7 年度で計画期間が満了する。

本業務は、本市公共施設等の現状分析、将来予測を行うとともに、総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」のアドバイザーの意見等を取り入れた上で、本市が持続可能な公共施設サービスを提供していくに当たっての目標や具体的な取組内容等の検討を通して、「高知市公共施設マネジメント基本計画」及び「高知市公共施設等総合管理計画」を統合し、インフラ関連施設を含めた公共施設マネジメントの最上位計画の案として作成することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂支援業務仕様書」のとおり。（以下「仕様書」という。）ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

(5) 提案限度額

6,215 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税，都道府県税及び国税（法人税，消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者
- (7) 社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (8) 共同企業体を構成する場合は，共同企業体を構成する全ての者が上記(1)～(7)の資格要件を満たしていること。

その他（失格等に関する事項）

- (1) 提出者又は共同企業体の構成事業者が，次のいずれかに該当することが明らかになったときは，失格とする。
- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった，又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員，本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，不正な接触の事実が認められたとき。
- (2) 契約相手方の受託候補者決定から契約締結日までの間において，次に該当したときは，契約候補の決定を取り消し，契約を締結しないことがある。
- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

3 審査及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により，２段階で実施する。

ア １次審査は，参加資格要件確認のための書類審査を実施し，提案書の提出者を選定する。

イ ２次審査は，審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し，総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。なお，プレゼンテーションの説明は 20 分以内，質疑は 15 分程度とし，高知市役所内での対面形式又は web 会議システム「Zoom」を用いたオンライン形式，もしくは両方の形式を提案者が選択できるものとする。プレゼンテーションへの参加方法については参加意向申出書（様式第 2 号）に

希望の形式を記載すること。なお、プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが、スクリーン及びプロジェクター、HDMI ケーブル以外の機器は各自用意すること。また、参加者は3人以内（オンライン参加者を含む）とする。

※実施日は令和7年7月1日（火）を予定し、時間・場所は別途通知する。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき、企画提案者の中から、総合評価点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。ただし、出席委員（委員長及び副委員長含む。）が満点をつけた場合の総得点の60%を最低基準点とし、最低基準点以上の者を選定の対象とする。最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者を選定しない。総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする。）。

また、審査は1者のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ受託候補者を選定しない。受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は、次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

(3) 選定委員構成

委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 4 人 合計 6 人

(4) 選定基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 資格要件」のとおりとする。

イ 2次審査の選定基準は、別記「審査評価基準」のとおりとする。

(5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に電子メールで通知する。また、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

4 質疑と回答

(1) 提出方法

別紙「質疑書」（様式第1号）をFAX又は電子メールにより提出すること。

※提出後、電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和7年5月26日（月）正午（必着）

(3) 提出先

高知市財務部財産政策課

電話：088-802-5688 FAX：088-823-9568

Eメール：kc-051700@city.kochi.lg.jp

(4) 回答

令和7年5月30日（金）までに高知市財産政策課ホームページに掲載する。

5 参加意向申出書の提出（1次審査）

(1) 提出書類

No	提出書類名	備 考
①	参加意向申出書（様式第2号）	共同企業体で応募する場合は、代表事業者が提出。
②	資格要件確認書（様式第3号）	—
③	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）	—
④	委任状（様式第4号）	契約等について委任関係がなければ提出不要
⑤	市町村税に係る納税証明書	・滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書 ・所在地が東京23区の場合は提出不要
⑥	都道府県税に係る納税証明書	滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑦	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）	・法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑧	社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号）	直近2年間に未納がないことの証明書
⑨	財務諸表	直近1事業年度の決算書類 ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し
⑩	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）	—
⑪	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） イ 委任状（様式第4号）	ア 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

※官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

※本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、③～⑩の提出は不要。

※共同企業体により提案する場合は、構成員ごとに②～⑩を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、①～⑩は各 1 部（共同企業体は⑪をあわせて提出）、⑪は 12 部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。うち、正午から午後 1 時までを除く。）又は郵送（郵送物の追跡が可能である方法に限る）によること。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 3 日（火） 午後 5 時（必着）

(4) 提出先

高知市財務部財産政策課

〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 4 階

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、令和 7 年 6 月 10 日（火）に申込者へ参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

6 提案書等作成要領（2 次審査）

(1) 提出書類

No	提出書類名	備 考	様式	提出部数
①	事業者概要書	—	様式 第 7 号	正本 1 部 副本 12 部
②	業務の実施方針及び実施体制	—	任意	
③	企画提案書	仕様書の業務内容を確認の上、別紙「審査評価基準」の審査項目を盛り込むこと。	任意	
④	業務の実施スケジュール	—	任意	
⑤	業務参考見積書	経費の内訳が確認できるものとする。また、全体経費（小計）から値引きをし、総計を出すことは認めない。	任意	
⑥	情報非公開希望申立書	非公開希望がない場合でも必ず提出すること。	様式 第 8 号	正本 1 部

【③企画提案書作成時の注意事項】

ア 片面で A 4 判の場合は 20 枚以内、A 3 判の場合は 10 枚以内とする（縦書き・横書きの指定なし）。表紙や目次、企画提案内容を補足するための説明資料については上記制限枚数には含めない。

イ 主要な文字の大きさ（ポイント数）は 10.5 ポイント以上とし、フォントは任意とする。

ウ ページ下部にはページ番号を付すこと。

エ 用紙の向きについては、縦又は横のいずれかで統一すること。なお、説明資料を添付する

際は、企画提案書のどの提案事項に対する説明であるか、題名をつける等、明示すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（うち、正午から午後1時までを除く）とする。郵送の場合は郵送物の追跡が可能である方法に限る。

(3) 提出期間

令和7年6月23日（月）正午まで（必着）

(4) 提出先

高知市財務部財産政策課

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎4階

(5) 留意事項

ア 提案は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

7 実施スケジュール

	内容	期日
1	公告（募集開始）	令和7年5月19日（月）
2	質疑書の提出期限	令和7年5月26日（月）
3	質疑に対する回答	令和7年5月30日（金）
4	参加意向申出書の提出期限	令和7年6月3日（火）
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月10日（火）
6	企画提案書の提出期限	令和7年6月23日（月）
7	プロポーザル選定委員会の審査	令和7年7月1日（火）
8	審査結果の通知	令和7年7月3日（木）
9	契約の締結（予定）	令和7年7月17日（木）

8 審査結果の公表

参加者への審査結果通知後、高知市財産政策課ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・候補者の名称、所在地、総得点
- ・その他の参加者（名称は非公開）の総得点

9 契約に関する事項

- (1) 受託候補者は、本市と当該業務について協議を行い、当該業務仕様書に応じた見積書を提出し、提案限度額の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を高知市財産政策課のホームページで公表する。

10 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会の委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (4) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第 8 号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (8) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第 9 号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (9) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

11 担当部署（問い合わせ先）

高知市財務部財産政策課

住所：〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 4 階

電話：088-802-5688

FAX：088-823-9568

E メール：kc-051700@city.kochi.lg.jp